1 調 査 の 概 要

(1) 調査の目的

農業経営統計調査の「営農類型別経営統計（組織経営）」（以下「本統計」という。）は、農業生産物を販売することを目的とした組織経営体（牧草地経営体を除く。）の営農類型別の経営の実態を明らかにし、農政の資料を整備することを目的としている。

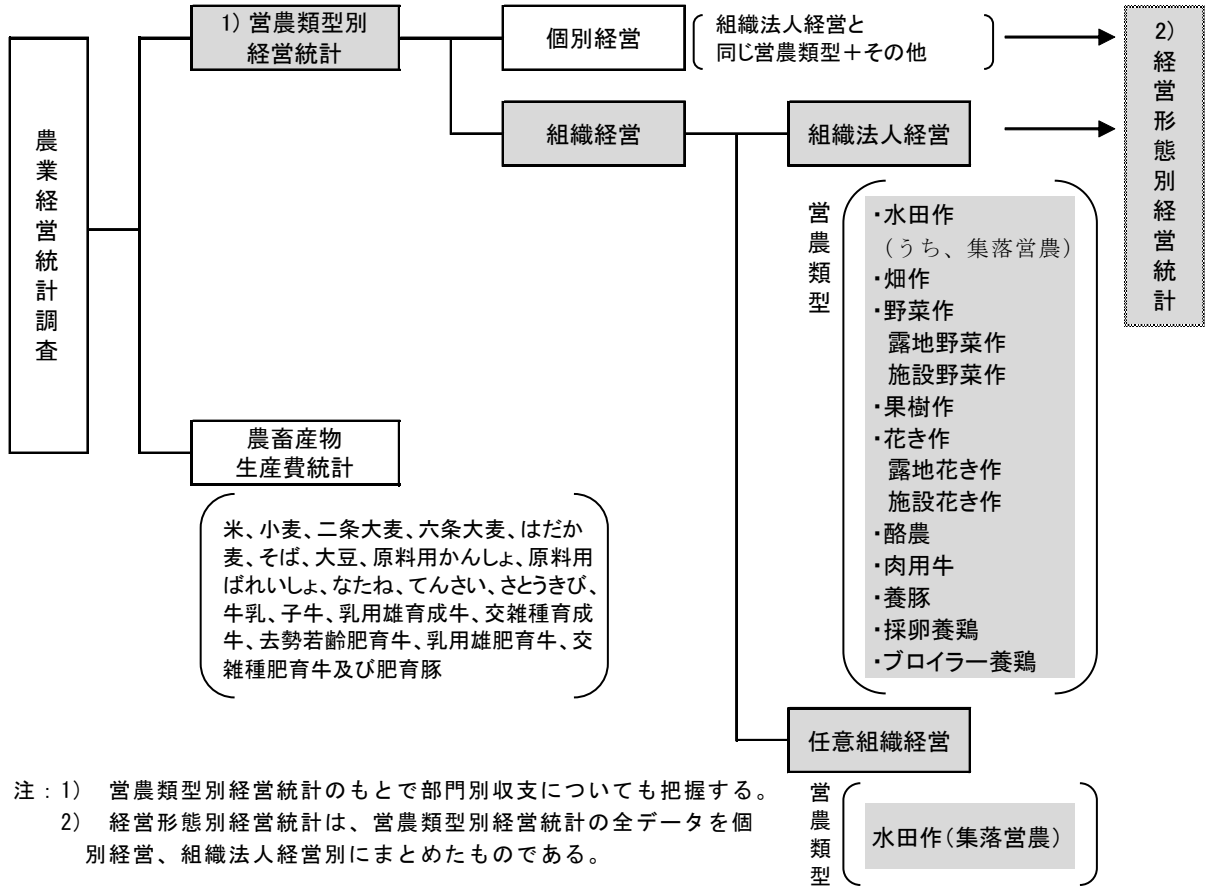
(2) 調査の根拠

調査は、統計法（平成19年法律第53号）第９条第１項に基づく総務大臣の承認を受けて実施した基幹統計調査である。

(3) 調査の機構

調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方組織を通じて実施した。

(4) 調査の体系



注：1) 営農類型別経営統計のもとで部門別収支についても把握する。
2) 経営形態別経営統計は、営農類型別経営統計の全データを個別経営、組織法人経営別にまとめたものである。

(5) 調査対象

本統計は、2010年世界農林業センサスに基づく農業経営体（牧草地経営体を除く。）のうち、組織による農業経営を行い、農業生産物の販売を目的とする農業経営体（組織経営）を対象に実施した。水田作経営のうち集落営農型組織については、集落営農を巡る構造変化が著しいことから、集落営農実態調査（平成22年２月１日現在）結果に基づいている。

なお、法人格を有するもの（組織法人）及び法人格を有しないもの（任意組織）に分けて実施した。

ア 定義等

(ｱ) 組織経営体

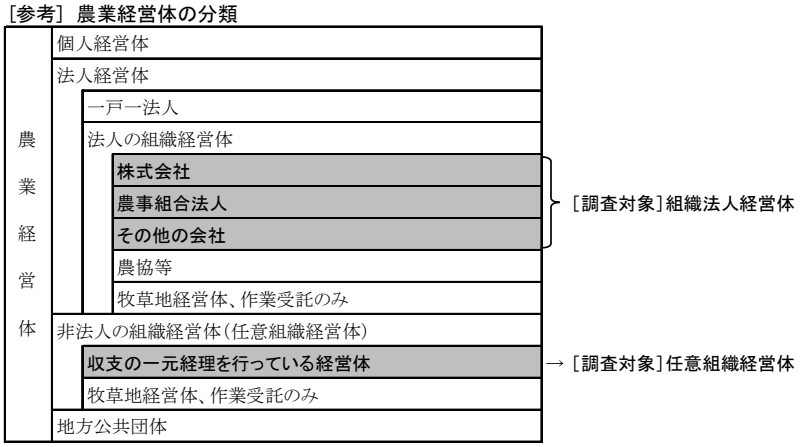
「組織経営体」とは、個人経営体を除いた農業経営体から、牧草を栽培することにより、家畜の預託事業を営むことを目的とする農業経営体及び共同で牧草を栽培し、共同で採草、放牧に利用することを目的とする農業経営体を除いた農業経営体をいう。

なお、「農業経営体」とは、①経営耕地面積が30ａ以上の規模の農業、②農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又はその出荷羽数、その他の事業の規模が、次に示す農業経営体の外形基準（面積、頭数等といった物的指標）以上の農業を行うものをいう。

（農業経営体の外形基準）

①露地野菜作付面積	15 ａ
②施設野菜栽培面積	350 ㎡
③果樹栽培面積	10 ａ
④露地花き栽培面積	10 ａ
⑤施設花き栽培面積	250 ㎡
⑥搾乳牛飼養頭数	1 頭
⑦肥育牛飼養頭数	1 頭
⑧豚飼養頭数	15 頭
⑨採卵鶏飼養羽数	150 羽
⑩ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽
⑪その他	１年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模

［参考］ 農業経営体の分類



注：2010年世界農林業センサス及び集落営農実態調査（平成22年2月1日現在）の定義による。

(ｲ)　組織法人

「組織法人」とは、組織経営体のうち農事組合法人及び会社組織など法人格を有するものをいう。

(ｳ)　任意組織

「任意組織」とは、組織経営体のうち法人格を有しない任意組合などをいう。

(ｴ)　集落営農

本統計の「集落営農」とは、集落を単位（集落内のすべての農家のうち、おおむね半数以上の農家が参加。）として、農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農のうち、収支計算まで一体的に実施する営農形態をいう。

イ　営農類型の分類について

調査対象の営農類型区分及び分類基準については以下のとおりである。

営農類型の種類		営農類型の分類基準
水田作経営		稲、麦類、雑穀、豆類、いも類、工芸農作物の販売収入のうち、水田で作付けした農業生産物の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
畑作経営		稲、麦類、雑穀、豆類、いも類、工芸農作物の販売収入のうち、畑で作付けした農業生産物の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
野菜作経営		野菜の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
	露地野菜作経営	野菜作経営のうち、露地野菜の販売収入が施設野菜の販売収入以上である経営
	施設野菜作経営	野菜作経営のうち、露地野菜より施設野菜の販売収入が多い経営
果樹作経営		果樹の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
花き作経営		花きの販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
	露地花き作経営	花き作経営のうち、露地花きの販売収入が施設花きの販売収入以上である経営
	施設花き作経営	花き作経営のうち、露地花きより施設花きの販売収入が多い経営
酪農経営		酪農の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
肉用牛経営		肉用牛の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
	繁殖牛経営	肉用牛経営のうち、繁殖用雌牛の飼養頭数を２倍した数が肥育牛の飼養頭数以上である経営
	肥育牛経営	肉用牛経営のうち、繁殖用雌牛の飼養頭数の２倍より肥育牛の飼養頭数が多い経営
養豚経営		養豚の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
採卵養鶏経営		採卵養鶏の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
ブロイラー養鶏経営		ブロイラー養鶏の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営

(6) 調査組織の選定

ア 農業経営体リストの作成

2010年世界農林業センサス結果（集落営農型組織以外）及び平成22年集落営農実態調査（集落営農型組織）結果で調査対象に該当した農業経営体を、営農類型別・都道府県別・規模区分別に区分したリストを作成した。

イ 全国の標本数の決定

全国の標本数は、営農類型ごとに次のとおり決定した。

(ｱ) 組織法人経営体

水田作経営については、農業粗収益について目標精度を集落営農型は4.0%、集落営農型以外は7.0%と設定し、標本数（水田作経営：209経営体、水田作経営のうち集落営農：151経営体）を定めた。

水田作以外の営農類型については、母集団が小さいため目標精度を設定せず、畑作経営について30経営体、露地野菜作経営について20経営体、施設野菜作、果樹作、施設花き作及び酪農経営について各15経営体、肥育牛、養豚、採卵養鶏及びブロイラー養鶏経営について各10経営体、露地花き作及び繁殖牛経営について各５経営体とした。

(ｲ) 任意組織経営体

水田作経営のうち集落営農型経営については、農業粗収益について目標精度を3.5%と設定し、標本数（212経営体）を定めた。

ウ 標本数の規模階層及び都道府県への配分

(ｱ) 組織法人経営体

イの(ｱ)により定めた標本数を規模階層別に最適配分し、次に、各都道府県の各階層に、その階層の母集団の大きさに比例して配分した。

(ｲ) 任意組織経営体

イの(ｲ)により定めた標本数を規模階層別に最適配分し、次に、各都道府県の各階層に、その階層の母集団の大きさに比例して配分した。

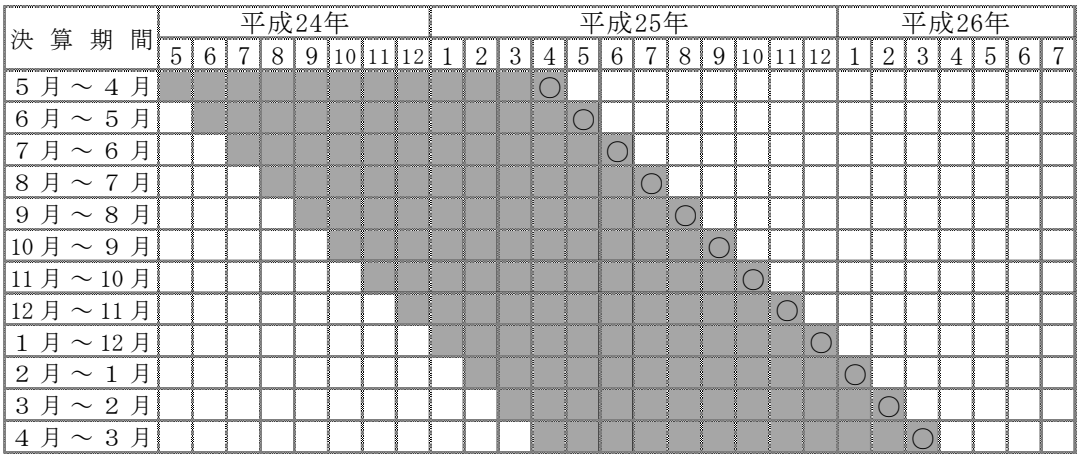
エ 標本の抽出

抽出は、上記アで作成した農業経営体リストを営農類型別、都道府県別及び規模区分別に農業経営体を営農類型規模により昇順に並べた上で、ウで配分した標本数で等分し、等分したそれぞれの区分から各１農業経営体を無作為に抽出した。

(7) 調査期間

本統計の調査期間は、調査対象経営体ごとに当年４月から翌年３月までに迎えた決算期の終了月前１年間である。平成25年調査においては「平成25年４月から26年３月までに迎えた決算期の終了月前１年間」の期間が調査期間となる。

図 平成25年調査の調査期間



(8) 調査方法

調査は、調査対象経営体による自計調査（記帳調査）、調査対象経営体の作成した決算書類を閲覧する方法及び調査対象経営体の代表者(調査協力者)に対し面接し聞き取る方法により行った。

(9) 調査項目

主な調査事項は次のとおりである。

なお、詳細は「[付表] 個別結果表（様式)」348～353ページを参照されたい。

ア 組織法人経営

(ｱ) 経営の概況（出資者数、投下労働時間、経営規模等）

(ｲ) 財産の状況（流動資産、固定資産、負債、資本金等）

(ｳ) 損益の状況（事業収入、農業収支、農業生産関連事業収支等）等

イ 任意組織経営

(ｱ) 経営の概況（構成世帯数、投下労働時間、経営規模等）

(ｲ) 農業経営収支等（農業収支、農業生産関連事業収支等）等

(10) 営農類型別経営統計において収支等を把握する部門及びその基準

営農類型別経営統計において収支等を把握する部門区分は、次の営農類型別に指定する部門のうち、農業販売収入の大きい上位２位までの部門とした。

ただし、水田作経営に該当する経営体においては、麦類作部門又は白大豆作部門が指定部門の中で３位であっても、農業販売収入に占める割合が10%以上ある場合には、収支等を把握する部門とした。

営農類型別経営統計の指定部門	
営 農 類 型	指 定 部 門
水田作	稲作 麦類作 白大豆作
畑　作	麦類作 白大豆作

２　調査結果の取りまとめ方法と統計表の編成

(1) 調査結果の取りまとめ方法

各集計対象ごとにウエイトを定め､集計対象とする区分ごとに加重平均法により算出した。

この場合のウエイトは、組織法人経営と任意組織経営の別、営農類型別、規模区分別及び都道府県別に区分した各階層ごとの標本抽出率（階層の大きさに対する標本数の比率）の逆数とした。

なお、組織法人（水田作経営のうち集落営農型組織以外）のウエイトには、2010年農林業センサス結果における当該階層から抽出した取りまとめ対象経営体数を当該階層の大きさ（組織経営体数）で除した標本抽出率を用いた。

また、組織法人及び任意組織の水田作経営のうち集落営農型組織のウエイトには、集落営農実態調査結果（平成26年２月１日現在）における当該階層に該当する取りまとめ対象経営体数を当該階層の大きさ（組織経営体数）で除した標本抽出率を用いた。

平均値の算出方法

$$\text{求めようとする項目の平均値} = \frac{\sum_{i=1}^{n} wi \times xi}{\sum_{i=1}^{n} wi}$$

ｎ　：　調査結果において当該集計対象区分に属する集計対象数

ｗｉ　：　調査結果において当該集計対象区分に属するｉ番目の集計対象のウエイト

ｘｉ　：　調査結果において当該集計対象区分に属するｉ番目の集計対象のｘについての調査結果

(2) 統計表章の概要

本統計結果の編成は次のとおりである。

ア 組織法人経営

統計の種類	作成する収支	集計対象区分	集計する条件
水田作経営	経営全体	全国、北陸 1)水田作作付延べ面積（全国）	当該営農類型に分類された組織
稲作経営	経営全体 稲作部門	全国、北陸 水田作作付延べ面積（全国） 稲作作付面積（全国）	水田作経営のうち稲作部門収支を把握している組織
稲作１位経営	〃	〃	稲作経営のうち水田作収入の中で稲作収入が最も多い組織
稲作単一経営	〃	〃	稲作１位経営のうち稲作収入が農業生産物販売収入の80％以上を占める組織
稲作１位複合経営	〃	平均値（全国）	稲作１位経営のうち稲作収入が農業生産物販売収入の80％未満の組織
麦類作経営	経営全体 麦類作部門	水田作作付延べ面積（全国） 麦類作作付面積（全国）	水田作経営のうち麦類作部門収支を把握している組織
白大豆作経営	経営全体 白大豆作部門	水田作作付延べ面積（全国） 白大豆作作付面積（全国）	水田作経営のうち白大豆作部門収支を把握している組織
畑作経営	経営全体	2)畑作作付延べ面積（全国）	当該営農類型に分類された組織
野菜作経営	〃	平均値（全国）	〃
露地野菜作経営	〃	〃	〃
施設野菜作経営	〃	〃	〃
果樹作経営	〃	〃	〃
花き作経営	－	－	－
3)露地花き作経営	－	－	－
施設花き作経営	経営全体	平均値（全国）	当該営農類型に分類された組織
酪農経営	〃	〃	〃
肉用牛経営	〃	〃	〃
養豚経営	〃	〃	〃
採卵養鶏経営	〃	〃	〃
ブロイラー養鶏経営	〃	〃	〃

注：1)水田作作付延べ面積とは、稲、麦類、雑穀、豆類、いも類及び工芸農作物を水田に作付けた延べ面積である。
2)畑作作付延べ面積とは、稲、麦類、雑穀、豆類、いも類及び工芸農作物を畑に作付けた延べ面積である。
3)露地花き作経営については、統計表章できる調査対象経営体数が確保できなかった。

イ　組織法人経営の水田作経営のうち集落営農

統計の種類	作成する収支	集計対象区分	集計する条件
水田作経営	経営全体	全国、北陸 水田作作付延べ面積（全国）	当該営農類型に分類された組織
稲作経営	経営全体 稲作部門	全国、北陸 水田作作付延べ面積（全国） 稲作作付面積（全国）	水田作経営のうち稲作部門収支を把握している組織
稲作１位経営	〃	〃	稲作経営のうち水田作収入の中で稲作収入が最も多い組織
稲作単一経営	〃	〃	稲作１位経営のうち稲作収入が農業生産物販売収入の80%以上を占める組織
稲作１位複合経営	〃	平均値（全国）	稲作１位経営のうち稲作収入が農業生産物販売収入の80%未満の組織
麦類作経営	経営全体 麦類作部門	水田作作付延べ面積（全国） 麦類作作付面積（全国）	水田作経営のうち麦類作部門収支を把握している組織
白大豆作経営	経営全体 白大豆作部門	水田作作付延べ面積（全国） 白大豆作作付面積（全国）	水田作経営のうち白大豆作部門収支を把握している組織

ウ　任意組織経営の水田作経営のうち集落営農

統計の種類	作成する収支	集計対象区分	集計する条件
水田作経営	経営全体	全国、東北、北陸、近畿、九州 水田作作付延べ面積（全国）	当該営農類型に分類された組織
稲作経営	経営全体 稲作部門	全国、東北、北陸、近畿、九州 水田作作付延べ面積（全国） 稲作作付延べ面積（全国）	水田作経営のうち稲作部門収支を把握している組織
稲作１位経営	〃	〃	稲作経営のうち水田作収入の中で稲作収入が最も多い組織
稲作単一経営	〃	〃	稲作１位経営のうち稲作収入が農業生産物販売収入の80%以上を占める組織
稲作１位複合経営	〃	平均値（全国）	稲作１位経営のうち稲作収入が農業生産物販売収入の80%未満の組織
麦類作経営	経営全体 麦類作部門	水田作作付延べ面積（全国） 麦類作作付面積（全国）	水田作経営のうち麦類作部門収支を把握している組織
白大豆作経営	経営全体 白大豆作部門	水田作作付延べ面積（全国） 白大豆作作付面積（全国）	水田作経営のうち白大豆作部門収支を把握している組織

3　調査上の主な約束事項

(1)　把握する事業収支等の範囲

本統計結果で把握する事業収支等の範囲は、次のとおりである。

ア　組織法人経営

把握する全体	
	事　業
	農　業
	農業生産関連事業（農産加工、観光農園等）
	農外事業（林業、水産業、商工鉱業等）
	事業外（特別損益、共済・補助金等受取金等）

イ　任意組織経営

把握する全体	
	農　業（共済・補助金等受取金を含む）
	農業生産関連事業（農産加工、観光農園等）
	農外事業（林業、水産業、商工鉱業等）

注：任意組織の事業外収支は便宜上農外事業に含めている。

(2)　会計処理基準の統一について

本統計の調査対象経営体は、基本的に企業会計原則に従って会計処理を行っており、調査対象経営体が作成している実際の決算書類（財務諸表）に基づいて取りまとめを行っている。

ただし、決算書類において本統計結果の調査科目と異なる仕訳が行われている場合（肥料費と農業薬剤費が区別されていない場合等）には、農業収支等の総額が変わらない範囲で必要な組替えを行っている。

(3)　経営収支に係る用語の使い分け

任意組織経営においては、個別経営と同様に「農業粗収益、農業経営費及び農業所得」の所得ベースの概念を用いている。

一方、組織法人経営においては、決算書類に基づき「農業収入、農業支出及び営業利益（農業）」の利益ベースの概念を用い、個別経営や任意組織経営と比較する場合には「所得ベース」に組替えた（「(4) 組織経営における農業所得等の算出方法」(11ページ)を参照）。

ア　農業粗収益

「農業粗収益」とは、当該期間に農業経営により得られた総収益であり、農業生産物等の販売収入、現金によらない現物外部取引、農業生産物の在庫増減額、農作業受託収入及び共済・補助金等受取金の合計である。

なお、組織法人経営で用いる「農業収入」には、企業会計原則による会計処理上「事業外収入」に計上されている共済・補助金等受取金を含まない。

イ　農業経営費

「農業経営費」とは、肥料費、農業薬剤費、雇用労賃等の流動的経費及び減価償却費からなる、農業粗収益をあげるために要した一切の経費である。したがって、組織（自己）所有の生産要素である構成員に係る労賃、自作地地代及び自己資本利子は、これに含まな

い。

なお、組織法人経営で用いる「農業支出」では、構成員帰属分（構成員に支払われた労務費、地代、給料及び負債利子）は支出に含めて扱う。

また、任意組織経営で用いる「農業経営費」については、調査対象経営体への聞き取りに基づき、平成25年営農類型別経営統計（個別経営）調査結果を用いて構成員負担分相当額を算出し、農業経営費に計上した。

これに加えて、構成員が組織に拠出した土地に対し、構成員が負担していた土地改良・水利費については、調査対象経営体や土地改良区等への聞き取りにより補足計上した。

ウ　農業所得

「農業所得」とは、上記の農業粗収益から農業経営費を差し引いたものをいう。

なお、組織法人経営の利益ベースでは、上記の農業収入から農業支出を差し引いた「営業利益（農業)」を用いる。

(4)　組織経営における農業所得等の算出方法

個別経営との比較を可能とするため、組織経営における農業所得等を個別経営に準じて、以下のとおり組替え算出した（農業生産関連事業収支も同様の考え方である。)。

ア　組織法人経営

共済・補助金等受取金については、個別経営では「農業粗収益の雑収入」に計上しているが、組織法人経営では企業会計原則による会計処理上「事業外収入」に計上されている。このため、組織法人経営の事業外収入から農業に係る共済・補助金等受取金を抜き出して農業収入に加え①農業粗収益とする。

次に、組織法人経営の農業支出から、個別経営及び任意組織経営では農業経営費に含まないこととしている構成員帰属分（構成員に支払われた労務費、地代、給料及び負債利子）を除外して②農業経営費とする。

最後に、①農業粗収益から②農業経営費を引いて③農業所得を算出した（「構成員帰属分」は組織の構成員に支払われた費用であり、企業としての会計では費用であるが、組織を構成する個々の農家としては収益（所得）としてみることができる。)。

① 農業粗収益＝農業収入＋事業外収入のうち農業に係る共済・補助金等受取金
② 農業経営費＝農業支出－構成員帰属分（労務費＋地代＋給料＋負債利子）
③ 農業所得＝①農業粗収益－②農業経営費

イ　任意組織経営

任意組織経営の場合は、利益金の内部留保となる減価償却費の積立が認められていないため償却計算を行っていないのが通例である。そのため減価償却費を別途把握した（４の(5)のイ（18ページ）を参照)。

また、構成員負担分相当額を別途算出し、会計上の農業支出に減価償却費及び構成員負担分相当額を加えて農業経営費とした。

農業経営費＝会計上の農業支出＋減価償却費＋構成員負担分相当額

構成員負担分相当額の算出方法は、以下のとおりである。

① 構成員所有の農機具等を組織の農業経営に使用し、その使用に要した経費（農機具費、農用建物費、農用自動車費、光熱動力費及び減価償却費）が組織の経費として決算書等に計上されていない場合、組織の作付面積に占める、組織名義で所有又はレンタル・リースした農機具等を使用した割合（a）を聞き取りにより費目別に把握する。

② 次に組織の作付面積を構成農家世帯数で除し、構成農家１戸当たり作付面積を求め、その面積を含む階層の個別経営体の作付面積10ａ当たり費用（上記①の経費）（b）を、平成25年営農類型別経営統計（個別経営）調査結果から各費目別に代入する。代入した費用を構成員が負担した作付面積10ａ当たり費用相当とみなす。

③ 最後に、①で把握した割合を基に構成員所有の農機具等を使用した作付面積を求め、その作付面積に、②で算出した営農類型別経営統計（個別経営）の作付面積10ａ当たり費用を乗じる。

注: 作付面積は、水田作経営の経営全体では水田作作付延べ面積、畑作経営の経営全体では畑作作付延べ面積、稲作部門では稲作作付面積、麦類作部門では麦類作作付面積、白大豆作部門では白大豆作作付面積である。

構成員負担分相当額＝ 組織の作付面積 × （ 100 － a ） × b ÷ 10

a＝組織所有又はレンタル・リースの農機具等を用いて作業を行った作付面積の割合（%）

b ＝ 組織構成農家１戸当たり作付面積を含む階層の営農類型別経営統計(個別経営)の作付面積10a当たり費用

また、組織が構成員に支払った農機具等賃借料については、上記で算出した構成員負担分相当額との重複計上を防ぐために実支払額又は割合（金額ベース）を聞き取って賃借料から差し引いた。

ウ 総所得の算出方法

(ｱ) 組織法人経営における総所得（13ページの図の網掛け部分）は、「①収入合計（総収入）－②総経営費」により求める。なお、収入合計（総収入）と総経営費の算出方法は、以下のとおりである。

①収入合計(総収入)＝農業収入＋農業生産関連事業収入＋農外事業収入＋事業外収入
②総経営費＝ａ費用合計(総支出)－ｂ構成員帰属分計

ａ 費用合計(総支出)は、「農業支出」、「農業生産関連事業支出」、「農外事業支出」及び「事業外支出」の合計である。

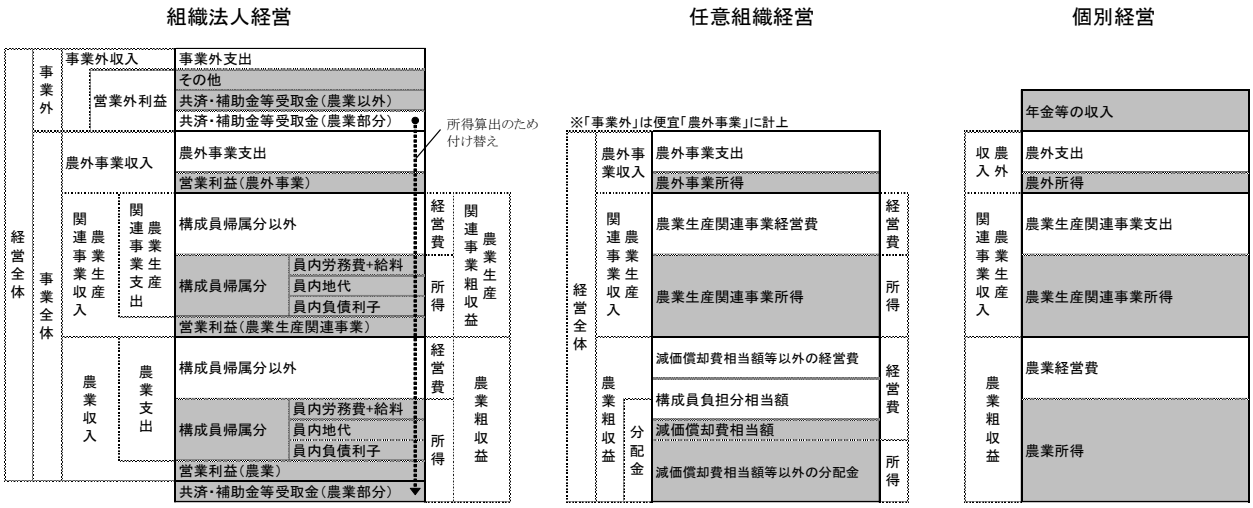
ｂ 構成員帰属分計は、事業支出のうち「労務費(うち構成員)」、「地代(うち員内借入地)」、「給料(うち構成員)」及び「負債利子（うち構成員)」の合計である。

組織法人経営で「構成員帰属分」を捕捉しているのは、農業及び農業生産関連事業だけであり、それ以外の農外事業及び事業外収支では「所得」を算出しない。

また、所得を算出するために「共済・補助金等受取金」を営業外利益から所得に付け替える処理は農業のみ行うため、農業生産関連事業で補助金等を受け取っていてもその補助金等は農業生産関連事業所得に含まない。

(ｲ)　任意組織経営における総収入は、「農業粗収益」、「農業生産関連事業収入」及び「農外事業収入」の合計である。総所得は、「農業所得」、「農業生産関連事業所得」及び「農外事業所得」の合計である（任意組織経営の事業外収支は便宜上、農外事業に含めている。）。

図　組織経営体の収支の取りまとめ概念



注：網掛け部分は、各経営の総所得である。

(5)　農業生産関連事業の範囲

「農業生産関連事業」とは、当該組織経営体において経営する農産加工、農家民宿、農家レストラン、観光農園、市民農園等の農業に関連する事業であって、

①従事者がいること

②当該組織経営体が生産した農業生産物を使用していること

③当該組織経営体が所有又は借り入れている耕地もしくは農業施設を使用していること

のいずれかに該当するものをいう。

なお、農産加工を行っている場合でも、専用の作業場所及び専従者を置かない場合は農業の範ちゅうとした。また、直売所を経営している場合でも、組織で生産した農業生産物に付加価値を付けないでそのまま販売したものについては農業の範ちゅうとした。

(6)　生産物を農業生産関連事業に仕向けた場合の処理

組織で生産された農業生産物を農業生産関連事業に使用した場合は、①その農業生産物を販売した場合の価額を見積もって農業収入に計上し、②同額を農業生産関連事業の支出とする処理を行った。

これは、農業部門と農業生産関連事業部門をそれぞれ独立した経営として捉え経営収支を明確にするためである。

(7)　主な調査科目の内容

ア　組織法人経営

(ｱ)　経営の概況

a　構成員

構成員とは、その法人に出資をしている個人のうち、事業に１日以上従事した者をいう。

なお、出資者と同一の世帯員で、法人の出資者となっていない世帯員（家族）が組織の事業に従事している場合、その世帯員は構成員とせず、常時雇用者又は臨時雇用者として取り扱う。

b　農業従事者数

農業に従事した構成員及び常時雇用者の人数。

c　専従換算農業従事者数

農業専従者の年間の農業投下労働時間を2,000時間（250日×８時間）とみなして、当該組織経営体における「農業投下労働時間」を2,000時間で除して算出した計算上の従事者数。

d　経営耕地面積の借入地の「員内借入地」

当該組織の構成員から借り入れている経営耕地。

(ｲ)　財産の状況

a　資産

流動資産、固定資産及び繰延資産の合計。

b　負債

流動負債及び固定負債の合計。

c　純資産

資本金・出資金、資本剰余金、利益剰余金及びその他純資産の合計。

d　資本金・出資金

構成員などからの出資金からなる法定資本。

(ｳ)　投資と資金

a　期中投資額

調査期間中に土地、建物、自動車及び農機具を購入した金額。

b　期中借入額及び期中返済額

調査期間中に金融機関等から借り入れ、又は返済した長期借入金及び短期借入金の金額。

(ｴ)　損益の状況

a　事業収入

農業収入、農業生産関連事業収入、農外事業（林業、漁業、商工鉱業等）収入の合計。

b　農業収入

農業生産物の販売収入（農業生産関連事業に仕向けた見積もり額を含む。）、農業雑収入及び農作業受託収入の合計。

c　農作業受託収入

当該組織経営体がその所有する農業機械等を用いて、他の農業経営体の経営する農

作業を請負い、受取った料金収入。

d　事業外収入

共済・補助金等受取金、受取利息、受取配当金、固定資産を売却した場合の帳簿価額（未償却額）を上回った額（処分差益）、その他特別な事由による収入。

e　共済・補助金等受取金

国、地方公共団体、農業団体等からの交付金及び農業共済の受取金。

f　生産原価

当該決算期間内に販売した農業生産物の生産に要した費用。

g　期中棚卸増減

肥料、農業薬剤、燃料等の生産資材の期首在庫と期末在庫の差であり、期首現在価から期末現在価を差引いた額を一括で計上する。

h　販売費及び一般管理費

生産原価以外の農業生産物等の販売費及び経営の全般的な管理活動のために発生する一般管理費。

i　営業利益、営業外利益、税引前当期利益、当期利益

「(8) 分析指標等の算出方法」（16ページ）を参照。

j　法人税等引当額

当期利益に係る法人税、事業税、県・市町村民税等の額。

k　構成員帰属分

「(4) 組織経営における農業所得等の算出方法」（11ページ）を参照。

イ　任意組織経営

(ｱ)　経営の概況

a　構成世帯数

組織に参加している構成員の出身世帯の数。

b　構成員

構成員とは、組織の構成世帯の世帯員のうち、組織の事業に１日以上従事した者をいう。

(ｲ)　財産の状況

財産の期末現在価

任意組織経営の財産については期末現在価を把握。

固定資産の期末現在価、借入金、買掛未払金及び売掛未収入金の期末残高並びに未処分農産物及び農業生産資材の期末在庫額。

(ｳ)　農業経営等収支

農業粗収益

前述の(3)のアのとおり。

なお、共済・補助金等受取金について、組織法人経営は農業収入には含めないのに対し、任意組織経営では個別経営同様、農業粗収益に含めている。

(8) 分析指標等の算出方法

本統計結果の分析指標等の算出方法は、次のとおりである。

ア 組織法人経営・任意組織経営共通

分析指標等	算出方法
1 農業所得	農業粗収益－農業経営費（部門所得についても同様。）
2 農業所得率（%）	（農業所得÷農業粗収益）×100
3 農業付加価値額	農業所得＋支払労務費＋支払地代＋支払給料＋支払負債利子
4 農業付加価値率（%）	（農業付加価値額÷農業粗収益）×100
5 農業固定資産装備率（円）	農業固定資産÷農業投下労働時間×1,000
6 農機具資産比率（%）	（農業固定資産のうち車両・運搬具＋機械・装置）÷農業固定資産×100（任意組織経営の場合、下線部は農機具＋自動車）
7 農業固定資産回転率(回)	農業粗収益（法人は農業収入）÷農業固定資産
8 専従換算農業従事者数(人)	農業投下労働時間÷2,000時間（８時間×250日）

イ 組織法人経営のみ

分析指標等	算出方法
1 生産原価率（%）	（生産原価÷農業収入）×100
2 営業利益	事業収入－事業支出 （農業、農業生産関連事業、農外事業についても同様。）
3 営業外利益	事業外収入－事業外支出
4 税引前当期利益	営業利益＋営業外利益
5 当期利益	税引前当期利益－法人税等引当額
6 総資本営業利益率（%）	（営業利益÷資産）×100
7 売上高営業利益率（%）	（営業利益÷事業収入）×100
8 純資産営業利益率（%）	（営業利益÷純資産）×100
9 総資本回転率（回）	事業収入÷資産
10 固定資産回転率（回）	事業収入÷固定資産
11 当座比率（%）	（当座資産÷流動負債）×100
12 流動比率（%）	（流動資産÷流動負債）×100
13 固定比率（%）	（固定資産÷純資産）×100
14 負債比率（%）	（負債÷純資産）×100
15 固定長期適合率（%）	（固定資産÷（固定負債＋純資産））×100
16 純資産比率（%）	（純資産÷資産）×100

注：１ 固定資産、資本、負債等は、決算期末の現在価を使用した。

２ 組織法人経営における農業所得等の算出方法は、「(4) 組織経営における農業所得等の算出方法」（11ページ）を参照。

4　利用上の注意

(1)　東日本大震災の影響への対応

東日本大震災の影響により営農ができなかった東北地域の一部の調査対象経営体を除いて調査を行った。

(2)　集計組織数

ア　組織法人経営(全国)

単位：組織

区　　分	集　計 組織数
水　　田　　作	212
うち集落営農	150
畑　　作	30
露地野菜作	18
施設野菜作	15
果　　樹　　作	15
露地花き作	2
施設花き作	15
酪　　農	15
肉　　用　　牛	14
養　　豚	11
採　卵　養　鶏	11
ブロイラー養鶏	9

イ　任意組織経営（全国）

単位：組織

区　　分	集　計 組織数
水田作のうち集落営農	194

(3)　実績精度

組織法人の水田作経営の１組織当たり農業粗収益を指標とした実績精度（標準誤差率）は3.6%であり、水田作経営のうち集落営農の１組織当たり農業粗収益を指標とした実績精度は4.3%である。

また、任意組織の水田作経営（集落営農）の１組織当たりの農業粗収益を指標とした実績精度は3.6%である。

(4) 本統計で用いた全国農業地域別区分

全国農業地域は、「農林統計に用いる地域区分」により、以下のとおり表示した(沖縄を除く。)。

全国農業地域名	所　属　都　道　府　県　名
北　海　道	北海道
東　　北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北　　陸	新潟、富山、石川、福井
関東・東山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東　　海	岐阜、静岡、愛知、三重
近　　畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中　　国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四　　国	徳島、香川、愛媛、高知
九　　州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島

注:沖縄については、全国値に含まれているが、全国農業地域としての表章は行っていない。

(5) 税制改正における減価償却計算の見直し

ア 組織法人経営

決算書類を活用し取りまとめを行っているため、減価償却計算は調査経営体の決算書類の会計処理に従った。

イ 任意組織経営

任意組織経営は、利益金の内部留保となる減価償却費の損金計上（積立）が認められていないため、償却計算を行っていないのが通例である。しかし、任意組織経営の「農業所得」を算出するためには減価償却額の把握が必要なため定額法により算出した。

なお、平成19年税制改正における減価償却計算の見直しに伴い、償却資産の取得時期により次のとおり算出した。

(ｱ) 平成19年３月31日以前に取得した資産

a 償却中の資産

１か年の減価償却費 ＝（取得価額 － 残存価額）× 耐用年数に応じた償却率

b 償却済の資産

１か年の減価償却費 ＝（残存価額 － １円（備忘価額））÷ ５年

(ｲ) 平成19年４月１日以降に取得した資産

１か年の減価償却費 ＝（取得価格 － １円（備忘価額））× 耐用年数に応じた償却率

また、減価償却費は、平成20年度税制改正における減価償却計算の見直し（資産区分の大括化、法定耐用年数の見直し）を踏まえて算出した。

(6)　統計表中に用いた記号の用法は、次のとおりである。

「０」：単位に満たないもの（例:0.4千円→０千円）

「0.0」、「0.00」：単位に満たないもの（例:0.04ａ→0.0ａ、0.004人→0.00人）

「－」：事実のないもの

「△」：負数又は減少したもの

「nc」：計算不能

(7)　統計表の合計値とその内訳については、四捨五入の関係で必ずしも一致しないことがある。

(8)　ホームページ掲載案内

本統計の累年データについては、農林水産省ホームページ中の統計情報に掲載している分野別分類の「農家の所得や生産コスト、農業産出額など」で御覧になれます。

【 http://www.maff.go.jp/j/tokei/ 】

５　農業経営統計調査報告書一覧

(1)　農業経営統計調査報告 営農類型別経営統計（個別経営）（総合編）

(2)　農業経営統計調査報告 営農類型別経営統計（個別経営）（水田作・畑作経営編）

(3)　農業経営統計調査報告 営農類型別経営統計（個別経営）（野菜作・果樹作・花き作経営編）

(4)　農業経営統計調査報告 営農類型別経営統計（個別経営）（畜産経営編）

(5)　農業経営統計調査報告 営農類型別経営統計（組織経営編）（併載：経営形態別経営統計）

(6)　農業経営統計調査報告 経営形態別経営統計（個別経営）

(7)　農業経営統計調査報告 米及び麦類の生産費

(8)　農業経営統計調査報告 工芸農作物等の生産費

(9)　農業経営統計調査報告 畜産物生産費

６　お問合せ先

農林水産省 大臣官房統計部 経営・構造統計課 農業組織・集落営農経営統計班

電話：（代表）03-3502-8111　内線3638

（直通）03-6744-2243

ＦＡＸ：　03-5511-8772